平成２４年（フ）第３６号
秋田県由利本荘市岩城亀田亀田町字亀田町76番地３　天鷺団地１号棟
破産者　三舩　節子
１　決定年月日　平成24年12月４日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
秋田地方裁判所本荘支部

平成２４年（フ）第３０１号
埼玉県児玉郡神川町大字八日市199番地３
破産者　林　　博司
１　決定年月日　平成24年12月４日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所熊谷支部

平成２４年（フ）第３０５号
埼玉県深谷市荒川95、住民票上の住所埼玉県大里郡寄居町大字富田3024番地２　アパートプラザ101
破産者　持田　　勉
１　決定年月日　平成24年12月４日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所熊谷支部

平成２４年（フ）第１３２５号
横浜市瀬谷区橋戸３丁目47番地12
破産者　奈良　秀勝
１　決定年月日　平成24年12月４日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第１８７８号
横浜市中区山元町１丁目37番地
破産者　小幡　惠子
１　決定年月日　平成24年12月４日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第１８７９号
横浜市中区山元町１丁目37番地
破産者　小幡　誠嗣
１　決定年月日　平成24年12月４日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第１２０号
名古屋市南区泉楽通３丁目15番地信和ハイツ201号、開始決定時の住所名古屋市南区六条町４丁目79番地の６
破産者　大塚電気こと　大塚　政雄
１　決定年月日　平成24年12月４日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２４年（フ）第３０４号
愛知県小牧市堀の内３丁目157番地
破産者　河方　　陽
１　決定年月日　平成24年12月４日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２４年（フ）第１５９７号
名古屋市西区八筋町59番地の１　マンションＦＴＹ503号
破産者　辻松　博文
１　決定年月日　平成24年12月４日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２４年（フ）第１０号
滋賀県米原市清滝15番地２
破産者　田邉　勝浩
１　決定年月日　平成24年12月４日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
大津地方裁判所長浜支部破産係

平成２３年（フ）第４９６号
大阪府岸和田市西之内町19番３号、住民票上の住所大阪府岸和田市上野町東４番23号
破産者　岸本　竜則
１　決定年月日　平成24年12月４日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２４年（フ）第７７号
大阪府阪南市舞２丁目16番12号、前住所大阪府阪南市尾崎町２丁目19番12号
破産者　河野　克之
１　決定年月日　平成24年12月４日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２４年（フ）第４５８号
兵庫県三木市自由が丘本町２丁目322―１米林忠彦方、住民票上の住所神戸市垂水区城が山１丁目８番９号
破産者　ビューティーサロン加古こと　加古　京子
１　決定年月日　平成24年12月４日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第８２号
広島市西区小河内町１丁目10番１号、開始決定時の住所広島市安佐南区伴南５丁目56番19号
破産者　植木　正博
１　決定年月日　平成24年12月４日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
広島地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第７４１号
広島市西区鈴が峰町17番７―301号
破産者　佐々木圭介
１　決定年月日　平成24年12月４日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
広島地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第９８３号
神奈川県藤沢市石川１丁目32番地の21　ハイツサムウェイ202号室
破産者　田中　清三
１　決定年月日　平成24年12月５日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第１３２０号
横浜市南区大岡３丁目47番５号　メゾンド大岡205号室
破産者　松田　久哉
１　決定年月日　平成24年12月５日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第２５号
長野県佐久市中込2962番地14
破産者　伊部　泰啓
１　決定年月日　平成24年12月５日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
長野地方裁判所佐久支部

平成２４年（フ）第２８５号
静岡県島田市稲荷４丁目13番55号、旧住所静岡県島田市細島1260番地の１
破産者　久保田光仁
１　決定年月日　平成24年12月５日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所民事第２部